

返還金制度について

当社の紹介した正社員等が、自己都合により入職した日から 90 日以内に退職した場合に
は、求人者に対して領収済み紹介手数料の一部を、以下に定める割合に応じて、正社員等の
退職月の翌月末日迄に返還する制度です。

なお、自己都合には、求職者の重要な経歴詐称による退職も含まれます。

- | | |
|--------------------------|----------------|
| (1) 30 日以内で退職した場合 | ・・・紹介手数料の 90% |
| (2) 31 日以上 90 日以内で退職した場合 | ・・・紹介手数料の 50% |
| (3) 入職予定日前に入職を辞退した場合 | ・・・紹介手数料の 100% |

ただし、次の各号に該当する場合は紹介手数料の返還は行いません。

- (1) 正社員等の死亡・病気など不測の事態による退職の場合。
- (2) 求人者の正社員等に対する待遇及びその他の労働条件が確認書に記載する採用決定
時の労働契約内容と異なることに起因する退職の場合。
- (3) 求人者が労働基準法に抵触したことに起因する退職の場合。
- (4) 求人者の都合による退職の場合。

以上

有料職業紹介事業許可番号 / 27 -ユ - 302854

事業所：ナナヨウヒューマンリソース株式会社

〒533-0006 大阪市東淀川区上新庄 1-6-3